

流山市立南流山中学校部活動ガイドライン

1 部活動の位置付け

部活動は、学校が教育活動の一環として設定し、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の児童・生徒が、学級や学年の枠を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じて、より高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するもので、学校が教育課程外に計画し、実施する教育活動である。

<中学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2(13)>

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

2 部活動の意義

部活動は、異年齢集団による自主的・自発的な活動を通じて、豊かな人間性や人間関係、規範意識や社会性、協調性などの育成を図り、健全な人間形成を目指すとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を養うことを目的とする。

3 運営方針

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感、規範意識の涵養に資するなど、教育的意義は大きい。また、学校教育の一環であり、教育課程との関連が図られるよう留意する必要があることから、生徒の発達段階や健康面などを十分考慮しながら、全職員の共通理解のもと、各部の活動計画に基づき、系統的、組織的に運営していくものとする。

4 活動時間及び休養日等

練習については、大会や練習試合もあわせ、校長の承認のもと、計画的に行う。

- ①練習時間は、平日は朝練習を含めて2時間程度、休日は3時間程度とする。ただし、練習時間には、登下校や準備、後片付けの時間は含まない。また、休日に校外で活動する場合、移動時間は練習時間に含めない。
- ②朝練習については、体育館使用の競技を基本とする(体育館を使用する回数を確保するため)。それ以外の部活動については、小中体連主催の大会・県大会以上及びそれらの大会に繋がる大会・コンクールの4週間前から可とする。

ただし、朝練習を行った場合については、午後の部活動の時間を短縮する等、活動時間が2時間を超えないようにする。最終下校が早まる冬季期間については別に定める。

- ③1週間のうち、平日に1日以上休養日を設ける。(原則水曜日の朝及び放課後は部活動を行わない。)
- ④原則として、土曜日、日曜日のいずれかに1日以上休養日を設ける。
- ⑤小中体連主催の大会・県大会以上及びそれらの大会に繋がる大会・コンクール期間中は、必要に応じて、土曜日と日曜日、祝日等の休日に、連続して活動することを可とする。ただし、休日に連続して活動する場合は、大会直後の週の平日に、代わりとなる休養日を設ける。大会・コンクール等に勝ち残り、さらに長い活動を必要とする場合には、校長の承認により他の週に休養日を設ける。
- ⑥3校以上での練習試合を実施する場合、実質の練習時間は3時間程度とし、校長及び保護者の承諾を得た上で実施する。
- ⑦練習試合や練習会、大会の参加については、必要性を考慮して計画し、校長及び保護者の承諾を得た上で実施する。
- ⑧長期休業中の練習については、休日と同様に原則3時間程度とし、課業期間に準じて1週間のうち、原則平日に1日、土曜日、日曜日のいずれかに1日休養日を設ける。
- ⑨朝練習の解錠は7:00、活動可能時間は7時10分から8時00分までとする。
- ⑩定期テスト(中間・期末)に向けての部活動停止期間は、テスト当日の4日前から終了日の朝練習までとする。

5 その他

- ①大会やコンクール、練習試合等の校外での活動の場合、自転車の使用は原則禁止とする。
- ②熱中症指数(WBGT)31℃を超えた場合は練習を中止、もしくは、練習内容を見直します。
- ③毎月、活動予定表(活動時間、活動場所がわかるもの)を作成し、前月の25日を目安に保護者に配布する。※遠征試合についての詳細は、別途保護者へ配布する。
- ④千葉県教育委員会や流山市教育委員会等の通達により、本ガイドラインの運用を変更する場合がある。